

鎌倉市障害者二千人雇用推進協議会設置要綱

(平成 30 年 11 月 22 日市長決裁)

(趣旨・設置)

第 1 条 この要綱は、働く希望のある若しくは一般就労している障害者や障害者雇用をしている又は障害者雇用を検討している企業のために、障害者の自立、社会参加に向け、障害者雇用を推進するにあたっての課題を把握し、支援体制の整備、課題解決等、障害者二千人雇用達成に必要な事項を協議する鎌倉市障害者二千人雇用推進協議会（以下「協議会」という。）を設置するにあたり、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 一般就労の課題の確認と情報の共有に関すること。
- (2) 前号で確認、共有した課題の解決に向けた協議に関すること。
- (3) 障害者雇用の啓発活動に関すること。
- (4) その他協議会において検討すべきとされた事項に関すること。

(委員)

第 3 条 協議会の委員は 10 人以内をもって組織し、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
 - (2) 福祉に関係を有する団体の関係者
 - (3) 就労に関係を有する団体の関係者
 - (4) 学識経験を有する者
 - (5) 関係行政機関及び関係教育機関の職員
 - (6) その他、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2 年以内とし、その満了の日は、市長が委嘱を行った日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第 1 項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときには、その職務を代理する。

(会議)

資料 2

第5条 協議会の会議は会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 協議会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(意見の提出)

第7条 協議会は、会議における協議の結果、必要に応じて、市長に対し提言するものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、この協議会の所管する課において処理する。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は鎌倉市健康福祉部障害福祉課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等について必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

付 則

この要綱は決裁の日から施行する。